

## 【懇談会意見集約（11/7、11/8）】

### 1. 土地利用の方針についての意見

意見の要旨	市の回答
<p>第一種低層住居専用地域のエリアが「中高層住宅地区」という位置付けなのはなぜか。</p>	<p>⇒ 設定されている用途地域では、「中高層住宅地区Ⅰ」が第一種住居地域、「中高層住宅地区Ⅱ・Ⅲ」が第一種低層住居専用地域となっており、建蔽率、容積率について制限に差があります。狛江市全体の視点から、将来的な人口減少や高齢化の中でも価値を持ち続けるまちであるために、鉄道駅周辺に関しては基盤整備を行い、にぎわいを生み出す拠点としての位置付けを考えております。</p>
<p>第一種低層住居専用地域において、建蔽率40%、容積率80%の指定があり、ある程度ゆとりのある住環境を確保できていると思うが、将来的に用途地域変更による緩和を行った場合、より道路に寄った建物が多くなってしまわないか。</p>	<p>⇒ 用途地域を変更した場合、高さ制限等も変化しますが、全面道路の幅員や高度地区の斜線等によってもイメージが変わります。また、敷地に対する建物の位置も地区整備計画の「壁面の位置の制限」等の規制によって、敷地内の道路側に寄った建築を抑えることができると考えております。</p>
<p>第一種低層住居専用地域を「中高層住宅地区」へ位置付けを変え、規制や商業的な利用も検討をしているとのことだが、アンケートでは「住環境への満足度は高い」との結果が出ており、住民の声と計画とが乖離している。</p>	<p>⇒ 喜多見駅周辺ではスーパー等の日用品の買い物の利便性は確保されていますが、他にも様々な用途の買い物が想定されます。アンケート結果からもエリアごとのまちづくりを考えていく必要はありますが、地域の方々がどのように思われるかはそれぞれ異なります。用途地域や地区計画による規制と緩和を調整しながら、まちづくりを進めてまいります。</p>
<p>住居が「幹線道路沿道地区Ⅰ」にあたるが、用途地域の変更はあるのか。喜多見駅周辺においては、商業的な利用を促進することが望ましいと思う。</p>	<p>⇒ 狛江市内の幹線道路沿いは、第一種住居地域と近隣商業地域の2つのパターンで指定されています。調3・4・3号線（世田谷通り）の道路端から両側20mまでの範囲は、近隣商業地域に指定されています。また、岩戸北区間については、調3・4・16号線の計画線の道路端から両側20mまでの範囲は、第一種住居地域に指定されており、床面積が3,000㎡以下のスーパー等の店舗までは建てられるようになっております。そのため、現段階では「幹線道路沿道地区Ⅰ」に関しては変更は考えておりません。また、小田急線沿線北側に近隣商業地域を指定している箇所もあり、駅周辺を近隣商業地域に指定しているケースは比較的多くあります。「地域交流地区」の用途地域変更に関しては、地域の方々の御意見を伺いながら検討してまいります。</p>
<p>「地域交流地区」は、具体的にどのようなイメージを市として考えているのか。</p>	<p>⇒ 狛江市では、現在都市計画マスタープランの改定を行っております。その中で喜多見駅周辺を「地域交流拠点」として位置付けており、都市機能を集約するような想定をしております。駅に近いというポテンシャルを活かしてにぎわいを生み出すため高度利用化も考えられるほか、それに伴って本地区に少ない公共空地の設置も検討の余地があると考えております。</p>
<p>「地域交流地区」は住宅が多く建っている場所だが、例えば商業地区として店舗等を導入する場合、住んでいる方は出ていくことになってしまうのか。</p>	<p>⇒ 市街地再開発する場合には、住居と商業を併用したビル等のケースが考えられます。その場合、地権者の方々が上層の住居部分に住まれ、床を増やした分新たな入居者やテナントが入り、同時に公開空地を整備していくといった流れとなります。狛江駅北口を高架化した際に市街地再開発を行いました。駅に近く人が集まる場所でしかそのような事業性は見込めないため、喜多見駅周辺でそのような考えがあって良いと思います。アンケート結果では公共的な空地が望まれていましたが、市で用地買収をし公園を作り出すことはなかなか難しいため、土地の高度利用化をする際には公開空地を設けることが条件となってい</p>

	るため、民間の力を活用しながら公共的な空地を提供することも手法の一つになるのではないかと考えております。
令和5年頃に建て替えを考えているが、それまでに用途地域だけでも先に変更することはないか。	⇒ 予定はあくまで見通して、皆様の色々な意見を聞きながら行っていくため、絶対ではない点をご理解ください。地区計画を定める際に、用途地域の変更を踏まえながら進めていくことも考えられるため、用途地域の変更に関しては都市計画決定の際となります。
「中高層住宅地区Ⅲ」の容積率や建蔽率、高さ制限等が今いくつで、将来的にどうなるのか。	⇒ 現在、用途地域が「第一種低層住居専用地域」に設定され、建蔽率40%、容積率80%、高さ制限10mとなっており、戸建て住宅が立ち並ぶエリアとなっています。将来的なまちの在り方については、まだ具体的な数値は決定しておりませんが、現状の低層住宅地区あるいは4～5階建程度まで高度化等、皆様の御意見を伺いながらまちづくりを進めていきます。
地区計画は「エリアA・B・C」というようなまとまりで地区を分ける予定なのか。	⇒ 「岩戸北三・四丁目周辺地区」としている中で、「中高層住宅地区Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」「幹線道路沿道地区Ⅰ・Ⅱ」「地域交流地区」「主要生活道路沿道地区」の7つの地区で分ける予定です。
今、容積率と建蔽率は決まっているのか。	⇒ 既に都市計画で、建蔽率、容積率、高度地区等が定まっており、その数字が場所によって異なって設定されています。地区計画では、それに加えて、更に制限や緩和を行うことができます。

## 2. 地区施設の整備の方針（道路）についての意見

意見の要旨	市の回答
市道609号線は、現状の道の狭さゆえに自動車の通行量が少なく、拡幅することで逆にスピードを出す車が増える恐れはないか。ゾーン30といった車のスピード抑止策を図れるのではないか。	⇒ 道路が広い方が、通行の安全性や緊急車両の入りやすさ等防災面でのメリットがありますが、一方で車両の速度が上がることも想定されます。また、街路事業ではなく地区計画によるルールとなるため、すぐに道路拡幅の効果が表れるわけではありません。仮に拡幅する際には、一方通行化や速度が出にくい道路の形状等、検討してまいります。  ⇒ 狛江市内でもゾーン30を設定しているところがあるため、そういった点についても検討してまいります。
建て替えをした際に発生する道路拡幅部分や隅切りについて、市が買い取るということをしっかり謳ってほしい。	⇒ 地区計画において、区画道路として設定するようなルールを作っていくことが考えられます。また、東京都建築安全条例において、隅切り状に整備すれば建築物の敷地面積として算入しても良いというルールもあります。敷地内で整備するのか市へ売却するか、また売却する場合は建築規模を縮小する必要性が生じるため、細かい議論は今後検討してまいります。
区画道路の拡幅を目指しているとあるが、沿道に住んでいて、開発等に該当しない単なる住居の建て替えの際にも、セットバックをしなくてはならないのか。	⇒ 沿道の方々にとっては土地の売却が絡むため、慎重に相談するが、将来的な建て替え（土地利用の変化）等の際にはセットバックをお願いします。例えば、6m道路では、道路の中心から3mにかかる範囲を市に売却していただきます。地区計画で定めることにより、逐次道路整備していくのが望ましいと考えております。
市道609号線の交番の真横の箇所は大変狭くすれ違いが難しい場所となっているが、そういった問題のある箇所を優先的に整備することはないのか。	⇒ 地区計画を定めた際には市が整備していくこととなりますが、道路事業のように用地買収を行って道路を拡幅するわけではないため、区画道路には優先度はありません。
通常幅員4m道路を整備するときは、狛江市へ敷地を無償提供するという形であったと思うが、6m道路の場合補償は出る	⇒ 4mを超える幅員の道路整備を行う際は、その用地分を補償することになっているため、地区計画で設定した場合には、狛江市で補償し用地買収することを想定しています。

のか。	
区画道路の整備について、「敷地が狭く、例えば50cmセットバックを行うと駐車場が狭くなり車が置けなくなる」といった場合はどうするのか。	⇒ 地区計画で行う場合、各敷地の土地利用が変化するとき、敷地のうち区画道路にかかる範囲を買収し道路用地とさせていただく手法を考えております。調3・4・16号線の街路事業とは手法が異なるため、将来住宅のプランニングの際に道路がかかる範囲を除き、残った敷地の中で検討していただくこととなります。

### 3. 地区施設の整備の方針（広場）についての意見

意見の要旨	市の回答
避難用として、万一の時に広場は必要だと思ふ。「公共的な施設の整備」とあるが、どのようなものを想定しているのか。	⇒ 地区施設として、調3・4・16号線整備の際、旧道残地に広場を整備します。また、市で用地買収し新たに公園を作り出すことはハードルが高いのですが、民間活力によって、土地の高度利用化をする際に設ける公開空地を提供することも手法の一つになるのではないかと考えております。
「ベンチや植栽等を設ける」とあり、みどりを増やすことは良いと思うが、きちんと管理を行い常に綺麗な状態にしたい。	⇒ 整備した際には最低限の維持管理は行い、市だけではなかなか手がつかない箇所は、地域の方々のボランティア活動として、例えば花を植えていただくなど、市民協働として維持活動をすることも考えております。

### 4. 地区施設の整備の方針（環境緑地）についての意見

いただいた御意見はありませんでした。

### 5. 地区整備計画「建築物の用途の制限」についての意見

いただいた御意見はありませんでした。

### 6. 地区整備計画「建築物の容積率の最高限度」についての意見

意見の要旨	市の回答
それぞれの地区整備計画のかかる範囲が赤い点線で示されている項目があるが、赤い点線以外の部分については現状維持という認識でよいか。	⇒ あくまで検討段階であり一例として説明させていただいております。実際に適用する範囲については、皆様のご意見を反映した上で決定していきます。

### 7. 地区整備計画「建築物の建蔽率の最高限度」についての意見

いただいた御意見はありませんでした。

### 8. 地区整備計画「建築物の敷地面積の最低限度」についての意見

意見の要旨	市の回答
建替えの際、セットバックによって「敷地面積の最低限度100㎡」を切ってしまったらどうするのか。	⇒ 皆様の生活が成り立たなくなってしまうため、それぞれに配慮したルール作りをしていきます。土地の規模も様々であり、低層住宅の多い地域では、土地が減じられたとしても再建しやすくする意味で、用途制限を緩和することも視野に入れていきます。

### 9. 地区整備計画「壁面の位置の制限」についての意見

いただいた御意見はありませんでした。

## 10. 地区整備計画「壁面後退区域における工作物の設置の制限」についての意見

いただいた御意見はありませんでした。

## 11. 地区整備計画「建築物等の高さの最高限度」についての意見

意見の要旨	市の回答
「中高層住宅地区Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」について、それぞれどれくらいの高さを想定しているのか。	⇒ 具体的には決定しておりません。昨年度行ったアンケート結果では、3階建（高さ10m程度）以下の低層の建物で構成されるまちが最も望まれていましたが、一方で5割弱は、「4～5階建（高さ15m程度）の中層建物が立地するまち」「6～7階建程度（高さ20m程度）の中高層建物が立地するまち」を望む回答結果でした。駅から近いことで、定住人口が増加する可能性もあり高さ緩和も考えられます。「中高層」といっても高層ビルのようなものではなく、4～5階建程度のアパートやマンション等が建てられる程度までの緩和のイメージです。

## 12. 地区整備計画「建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限」についての意見

いただいた御意見はありませんでした。

## 13. 地区整備計画「垣又は柵の構造の制限」についての意見

いただいた御意見はありませんでした。

## 14. その他「調3・4・16号線整備」についての意見

意見の要旨	市の回答
電柱の地中化について何か検討していることはあるか。各区画道路にも電柱の地中化の予定はあるのか。	⇒ 幹線道路を整備していく上で、電線・電柱の地中化は、必須事項となっています。電力中央研究所の前面部分は現在地中化を進めており、岩戸北区間についても実施する方針です。道路の中に既に多数の埋設物がある状況で、電線を地中化することは技術的に難しいため、区画道路に関しては電柱の地中化の予定はありません。ただし、各宅地の軒下等を利用して電線を引き込む「軒下配線」等の手法もあるため、要望が大きければ検討も行ってまいります。
現状の道路は歩道が大変狭く、自転車や自動車が交錯し、信号待ちの時には通れない箇所もある。岩戸北区間を整備する際には、歩車分離をしっかりと行ってほしい。	⇒ 岩戸北区間は、両側に幅員3.5mずつ歩道を設け、車道は相互通行の片側一車線、車道上の端部に自転車のナビマークを付け、交通の交錯を抑制します。今後、警察との協議も重ね、設計の詳細を検討し安全性の向上を図ります。
沿道の商業の活性化を図る方針があるが、店舗前に停める自転車への対策や規制等を検討していただきたい。同時に、高齢者や電動車椅子にも対応したバリアフリーの道路づくりを行ってほしい。	⇒ 店舗等の建設の際には、まちづくり条例において自転車置き場の設置に関する項目についても検討してまいります。また、災害時にフェンスやブロック塀等の倒壊によって避難路が封鎖される危険性もあり、地区計画の導入により、透過性がある軽量フェンスや生け垣にする等の対策を行い、安全性の高まるまちづくりを行ってまいります。
区画道路2号（市道609号線）と調3・4・16号線との交差点部における交通量が多く、非常に危険である。ここだけでも、信号機の設置や交通整理等の対策を先行的に行うことはできないのか。	⇒ 基本的に交差点は交通の滞留が起こりやすいのは事実であり、市としても問題視しております。この場で結論を出すことはできませんが、御意見として承らせていただきます。
調3・4・16号線の事業用地に経営している店舗がかかってしまうが、今後存続	⇒ 大変申し訳ありませんが、代替地はなく今後も市で取得する予定はございません。ただし、地権者の方々の要望にできるだけ

できるのか不安である。同じような立地の代替地で経営できるのか。	沿った形で用地取得を行う意向であり、今後の交渉の中でどのように進めていくかについては相談させていただきます。本年4月には岩戸北区間の用地説明会を行いました。
調3・4・16号線整備で、世田谷通りから水道道路までの区間は、今回入っているのか。	⇒ 基本計画では「岩戸南区間」と定めており、まだ事業認可は取得しておりませんが、令和7年度の事業認可取得を目指しております。
電力中央研究所前の道路は既に広がっているが、それによって車がスピードを出している。信号の設置については警察と協議して欲しい。信号がない方が、車は注視してスピードを緩めるのではないか。	⇒ スピード抑制対策に関しては今後、警察との協議も重ね安全性の向上を図ります。
一の橋通りと小田急高架下の側道との接点が大変ややこしい。改善される方向で検討されているのか。	⇒ 岩戸北区間では、用地取得を進めるのと同時に、交通管理者となる警視庁と将来の道路線形及びその道路内の交通規制について、警察協議を行っているところであり、御指摘の場所についても議題になっています。同時並行で進めているため、将来的にどうするかに関して今、具体的な検討事項があるわけではありませんが、今後もし交通規制が変わることになれば、皆様にも事前に御説明をしながら進めてまいります。

## 15. その他「まちづくりの方向性」についての意見

意見の要旨	市の回答
世田谷区と住環境に差が出ており、協議していかないとまちづくりの調和がとれないと思う。まちづくりに際して、世田谷区との協議を行ってきたのか。あるいはこれから行っていくのか。道の拡幅等含めて連携を図れないものか。	⇒ 本地区は世田谷区との境にあるため、連携の必要性を認識しております。世田谷区側には商業系の用途地域が設定されている一方で、今回「地域交流地区」としている地区は、住居系の用途地域が設定されています。世田谷区では、既に喜多見駅周辺地域で地区計画が定められており、調和させるには調整が必要だと考えております。現時点では具体的に協議を行っていませんが、狛江市内でアンケートや懇談会等により皆様の御意見を伺い方向性を定めた上で、適切な手順で進めたいと考えております。
にぎわいのあるまちづくりを打ち出しているものの、どういう方に住んでほしいのか、市としての意思が分からない。「狛江はこういうまちでありたい」という目標が欲しい。	⇒ 市としてのまちづくりの方向性を示すものとして都市計画マスタープランがあり、現在改定をしております。狛江市内の駅周辺については、ある程度都市機能の集約を目指しており、地域の皆様の御意見を伺いながら方向性をすり合わせてまちづくりを行ってまいります。
岩戸北四丁目は現状のままを希望している。非常に良い住環境だと思っており、第一種低層住居専用地域から変更する必要はない。	⇒ いただいた御意見も踏まえながら、狛江市全体からの視点、地域それぞれの視点に立ち、用途地域及び地区計画について検討を行ってまいります。
狛江市の中で最も地価の高い有効利用できる場所であるため、このまちづくりが成功しない限り、他のどこをやっても駄目だと思う。ここをまず成功させることが、市としての目標だと思う。	⇒ いただいた御意見も踏まえながらまちづくりを進めてまいります。
岩戸北三丁目が地区計画区域内に取り込まれた経緯を聞きたい。	⇒ 岩戸北三丁目の西側は、用途地域では「準工業地域」に指定されており、そこを境として区切っています。一の橋通りを主要生活道路とした場合、岩戸北四丁目のみならず、西側の岩戸北三丁目の住環境についても考慮する必要があるため、このような区域設定としています。

## 16. その他「スケジュール」についての意見

意見の要旨	市の回答
<p>どれくらいのタイムスケジュールで着工・竣工を計画しているのか。</p>	<p>⇒ 順調に進めば令和5年度には都市計画決定まで完了する見通しです。地域の方々へ向けて今回初めて懇談会を開催した上で、今年度末にはそれらの御意見を集約しまちづくりニュースを発行し状況をお伝えする予定です。地区計画は、皆様の土地利用が変わった際にルールを適用するものであり、市が主体となって進めていく調3・4・16号線の道路事業とは異なります。区画道路も、「道路事業として令和〇〇年に整備する」わけではなく、各敷地の土地利用が変わったときに区画道路として設定した範囲を市へ売却していただき、それを繰り返す流れを想定しております。そのため即効性はなく、完了に数十年単位でかかることもあります。</p>
<p>なるべく早く用途地域等の指針を提示していただきたい。</p>	<p>⇒ 現在、都市計画の一番上の上位計画について、都市計画マスタープランの改定作業を行っております。方向性についてももう少しで皆様にお示しできる時期が来るので、その際にはまた御意見頂ければと思っております。</p>
<p>調3・4・16号線や市道609号線の拡幅は、いつ着工されるのか。また、沿道に住んでいる方の立ち退き等はいつ頃になるのか。</p>	<p>⇒ 調3・4・16号線の「岩戸北区間」については、本年3月に都市計画法に基づく事業認可を行い、現段階では完了時期として令和8年度を目標にしております。また、市道609号線等の区画道路は、一般的な道路事業とは異なり、皆様の土地利用が変わった際に逐次、拡幅道路用地部分に当たる敷地の範囲を売却していただくこととなります。たとえば、地区計画策定後、すぐに家を建て替える場合はその時に、30年後に家を建て替える場合には30年後に、というようにあくまで皆様の土地利用の変化の際に行います。</p>
<p>個人的な質疑応答ができるような機会はいつ頃から始まるのか。また、調3・4・16号線の整備工事は、小田急線側か世田谷通り側かどちらから始まっていくのか。</p>	<p>⇒ 今年4月から用地取得に対する動き出しをしており、対象者に対し「用地説明会」を行っております。事業を進めるに当たって、地権者様の御意向を聞きながら既に折衝を行って進めているところです。順番について、ところどころ用地を取得したとしても、ある程度まとまった土地・区間ができないことにはライフラインの工事にも制限が出てきてしまいます。そのため、御協力をいただく方々の土地のまとまり具合によって、工事の順序は変わります。できればどちらから進めて行くということは打ち出したい所ではありますが、地権者様のお考え等もあり、現段階でははっきりと回答できません。</p>
<p>スケジュール上では令和2年度に「地区計画等の素案の作成」が行われ、最終的には令和5年度に都市計画決定が設定されている。これまで他の地域では、確か住民も入って声を聞きながら地区計画を作っていたと思うが、今回の地区では、そういった懇談会はやらないのか。</p>	<p>⇒ 本地区における懇談会は今回が初めてであり、このような形式で懇談会は来年度も続けていきたいと考えています。「岩戸北一・二丁目、東野川一丁目周辺地区地区計画」策定の際には、電力中央研究所が切り売りした土地にマンションが建ったことによる近隣紛争があったことがきっかけであったため、検討の進め方が多少異なりましたが、同様に基礎調査やアンケート調査をした上で、皆様の御意見をお伺いしながら進めてまいります。</p>
<p>時間が経てば、地価も変化し補償額も変わってくるため、全然計画が立てられない。もっとスピード感を持ってやってほしい。</p>	<p>⇒ いただいた御指摘を受け止め、よりスピード感を持ってまちづくりを進めてまいります。</p>
<p>次のまちづくり懇談会の中ではもう少し具体的な話が出てこない、住民にとってイメージがつかないまま進んでしまう</p>	<p>⇒ 用途地域や建物の高さ等具体的なプランについては、具体的なものを提示すると決定事項のような印象を与えてしまうおそれがあったため、今回はこの程度の発信で色々な御意見をいた</p>

<p>と思う。</p>	<p>だきたい狙いがありました。次回の懇談会ではより具体的な計画を提示し、様々な御意見をいただきたいと思います。</p>
-------------	--

## 17. その他「喜多見駅新改札口」についての意見

意見の要旨	市の回答
<p>喜多見駅に西口（狛江市側）改札の設置を希望する住民が多い。調3・4・16号線整備は、チャンスではないか。まちづくり推進課として、改札を作ることにしてどのように考えているか。</p>	<p>⇒ まちづくり条例では、まちの在り方について検討している団体の活動を支援する制度があり、喜多見駅狛江市側改札口の設置を求める団体があることについても認知しております。ただ、市で設置できるわけではなく、小田急電鉄株式会社の管轄となるため、今すぐ実現すると市として回答することはできません。ただし、人のにぎわい創出に伴う駅利用者にとっての利便性向上の観点から、小田急電鉄への働きかけはできるのではないかと思います。駅を利用する人口が増加することで、結果的に狛江市側にも改札口が必要と思われるまちづくりを考えてまいります。</p>

## 18. その他の意見

意見の要旨	市の回答
<p>地区整備計画を策定するメンバーはどのようになっているのか。住民参加で行っているのか。そして、東京都都市整備局からはどのような注文があり、何を重点的に協議しようとしているのか。</p>	<p>⇒ 基本的に市が主体となっており、市のみでは補いきれない専門的な領域は建設コンサルタントに委託しています。方針を市のみで決定するわけではなく、住民の意見を広く伺う目的で懇談会を開催しております。地区計画は、調3・4・16号線の道路整備事業そのものとは位置付けが異なるため、総予算の検証等は現段階では行っておりません。また、上位機関である東京都及び東京都都市整備局とは、沿道及び後背地の住環境の在り方、道路の在り方、空地の確保等について協議予定です。</p>
<p>岩戸北四丁目には既に地区計画が指定されているはずである。それに加えて、さらに新しい地区計画を設定すると重複する形となり、どのような扱いになるのか。</p>	<p>⇒ 岩戸北四丁目には、まちづくり条例に基づく地区まちづくり計画を定めている地域があり、集合住宅を建てる話があった際にルールづくりを行った経緯があります。今回は、岩戸北区間が整備されることに合わせ、後背地も含めた地区のまちづくりの方向性を定める狙いです。地区計画を策定することで、これまでの地区まちづくり計画も尊重し、仮に方針が大きく変わる際には、地域の方々と話し合いを進めながら、改定も視野に入れる予定です。</p>
<p>他自治体での地区計画事例が示されているが、駅前の商店街に関するまちづくりについて言及のみで、地域の昔からの実情や用途地域の設定等の様子が分からないため、詳細な背景が知りたかった。</p>	<p>⇒ 狛江市内の事例で、岩戸北一・二丁目、東野川一丁目周辺地区地区計画を定めたところですが、まちが目に見えて変わっていくには時間を要します。他自治体の事例等も収集し、より詳細にお伝えできるようにいたします。いただいた御意見も踏まえながらまちづくりを進めてまいります。</p>
<p>意見を後日提出した際に、質問事項に関しての返事は返ってくるのか。</p>	<p>⇒ 御意見・御質問を受け、狛江市として考えている方針等をまとめてホームページや、今年度末に発行予定のまちづくりニュース等に掲載いたします。件数が多い場合には、代表的なものを集約して掲載いたします。</p>



【お問合せ先】 狛江市都市建設部まちづくり推進課都市計画担当  
 〒201-8585 東京都狛江市和泉本町1-1-5  
 TEL：03-3430-1309 FAX：03-3430-6870  
 Mail：tokeit01@city.komae.lg.jp